

## 岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、脱炭素社会の実現に向け、エネルギーを創って、ためて、賢く使うことにより、エネルギー利用の最適化・効率化（以下「スマートエネルギー化」という。）を推進するため、市内の事業所にスマートエネルギー化に資する機器を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、「事業所」とは市内に所在する民間の事務所、営業所、商店、工場その他事業の用に供する建築物及び建築物と一体となった一団の土地であって、事業活動が単一の事業主体のもとにおいて一定の場所（一区画）を占めており、従業者と設備を有して、物品の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われているものをいう。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内の事業所又は集合住宅（分譲共同住宅及び賃貸住宅を含む。以下同じ。）の共用部に別表第1に掲げる補助対象機器（分譲共同住宅にあつてはLED照明器具及び電気自動車等用充電設備に限る。）を導入する事業であつて、同表補助対象機器の欄に掲げる区分に応じ、同表個別要件及び共通要件の各欄に定める要件を満たすものとする。ただし、補助対象機器の設置に係る工事着手後の申請は受付しないものとする（燃料電池自動車、電気自動車等及び温室効果ガス排出量見える化システムを除く。）。

### (補助事業者)

第4条 補助事業者は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、第2号又は第3号に規定する契約により補助対象機器を導入する者にあつては第1号、第4号又は第5号のいずれかに該当する者を除き、温室効果ガス排出量見える化システムを導入する者にあつては第6号に該当する者とする。

- (1) 岡山市環境パートナーシップ事業グリーンカンパニー活動（以下「グリーンカンパニー活動」という。）に登録している法人（独立行政法人，地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超える法人を除く。）又は個人事業者（以下これらを「法人等」という。）であって，その事業所又は集合住宅の共用部に補助対象機器を導入しようとするもの
  - (2) グリーンカンパニー活動に登録している法人等の事業所に対し，賃貸借契約により補助対象機器を貸与するリース事業者
  - (3) グリーンカンパニー活動に登録している法人等の事業所に対し，太陽光発電設備等は無償で設置し，当該設備から発電された電気を建物所有者等に販売する契約（以下「PPA」という。）により補助対象機器を設置するPPA事業者
  - (4) 貸しビル等に補助対象機器を導入する貸しビル等の所有者（補助対象機器を導入する事業所で事業活動を営む法人等がグリーンカンパニー活動に登録していること）又は当該補助対象機器の導入先の事業所で事業を営む法人等（所有者の同意を得ている場合に限る。）
  - (5) 分譲共同住宅の共用部分にLED照明器具又は電気自動車等用充電設備を導入する分譲共同住宅の管理者。ただし，補助対象機器導入について当該分譲共同住宅の管理組合の議決を得ている場合に限る。
  - (6) グリーンカンパニー活動に登録している法人等であって，その事業所に温室効果ガス排出量見える化システムを導入しようとするもの（当該導入に係る契約の当事者であって，市内に所在するものに限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者は，補助事業者としない。
- (1) 市税を完納していない者
  - (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け，当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者
  - (3) 同一の事業所又は集合住宅の共用部において，同種の補助対象機器（燃料電池自動車，電気自動車等を除く。）に係る補助金の交付を岡山市から受けている者
  - (4) 虚偽の補助金交付申請を行った者  
（補助金の交付の制限）

第5条 同種の補助対象機器（燃料電池自動車及び電気自動車等を除く。）に係る補助金の交付の回数は、一事業所又は集合住宅の共用部（同じ敷地内にある建物は、別棟でも同一の建物とみなす。）につき一回とする。なお、温室効果ガス排出量見える化システムにあつては、導入する法人等につき一回とする。

（補助対象経費）

第6条 補助事業の実施に際し支出された経費のうち、補助金の交付額算定に当たつて対象となる経費（消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を除く。以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器本体及び附属機器の購入費並びに設置工事費の合計額（既存機器の撤去・処分費及び補助対象機器の設置に直接関係のない工事費並びに申請代行手数料等の費用を除く。温室効果ガス排出量見える化システムにあつては、令和7年3月1日から令和8年2月28日までの間のシステム利用月額額の合計額（年額払いの場合は、当該年額を無料期間を除く利用月数で按分した額。）から値引き及び国等の類似の補助金の額を控除して得た額とする。ただし、補助対象機器のうち太陽光発電設備、蓄電池及び高効率空調機器に係る補助金の交付額算定に当たっては、補助対象経費を基礎としない。

（補助金額）

第7条 補助金額は、別表第2の補助対象機器の欄に掲げる機器に応じ、同表補助金額の欄に掲げる額とする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付申請は、岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進補助金交付申請書（燃料電池自動車、電気自動車等及び温室効果ガス排出量見える化システムを除く補助対象機器の導入に係るものにあつては様式第1-1号。燃料電池自動車、電気自動車等の導入に係るものにあつては様式第1-2号。温室効果ガス排出量見える化システムの導入に係るものにあつては様式第1-3号。）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年3月10日（当該日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その直後の月曜日）とする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、別表第3に掲げるとおりとする。この場合において、承諾書については様式で定めるとおり署名又は記名押印を必要とする。

4 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第2号から第4号までに掲げる書類の添付は要しないものとする。

(補助金の交付の決定通知等)

第9条 市長は、燃料電池自動車、電気自動車等を除く補助対象機器の導入に係る前条の補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付の決定をし、申請者に対し、補助金交付決定通知書(様式第6号)により、通知するものとする。

2 市長は、燃料電池自動車、電気自動車等の導入に係る前条の補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付の決定及び交付すべき額を確定し、申請者に対し、補助金交付決定及び確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第10条 補助事業者は、補助事業等の計画を変更(市長の定める軽微な変更に係るものを除く。)しようとするとき、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく補助事業等計画変更・中止(廃止)申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の着手)

第11条 第9条第1項の補助金交付決定通知を受けた者は、当該通知を受けた日から30日以内に補助事業に着手しなければならない(温室効果ガス排出量見える化システムを除く。)

(状況報告の免除)

第12条 規則第13条に規定する状況報告の提出は要しない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、その完了した日から起算

して20日以内又は交付決定の日の属する年度の3月25日のいずれか早い日までに、岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進補助金実績報告書（様式第9-1号。温室効果ガス排出量見える化システムにあつては様式第9-2号。）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第10号）
- (2) 当該補助事業に係る経費の領収書の写し（PPAにより補助対象機器を導入した場合を除く。割賦販売により設置する場合にあつては、申請者が今後全額支払うことが明記されている契約書等の写し）
- (3) 補助対象機器の設置状況を示す写真（温室効果ガス排出量見える化システムにあつては、補助事業期間中に算定した温室効果ガス排出量が確認できる資料）
- (4) 補助対象機器の保証書の写し（温室効果ガス排出量見える化システムを除く。）
- (5) 補助対象機器の導入に係る契約書又は注文書と注文請書の写し（補助金交付申請時に当該契約書を提出していない場合に限る。）
- (6) 補助対象機器の賃貸借契約書の写し（リースの場合であつて、補助金交付申請時に当該契約書を提出していない場合に限る。）
- (7) 太陽光電池モジュールの製造業者が発行する出力対比表又は出力対比表及び製造番号票（型式名、製造番号及び測定出力値の記載がある製品同梱のもの）の写し（太陽光発電設備に限る。）
- (8) PPAに係る契約書の写し（PPAの場合であつて、補助金交付申請時に当該契約書を提出していない場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第11号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第15条 第9条第2項の補助金交付決定及び確定通知又は前条の補助金確定通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金交付請求書（燃料電池自動車、電気自動車等を除く補助対象機器の導入に係るものにあつては様式第12-1号。燃料電池自動

車、電気自動車等の導入に係るものにあつては様式第12-2号)を市長に提出しなければならない。

(手続代行者)

第16条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請等に係る手続の代行を、補助対象機器を販売する者等に対して依頼することができる。

2 補助金の交付申請等に係る手続の代行を行う者(以下「手続代行者」という。)は、依頼された手続を誠意をもって実施するものとする。

3 市長は、手続代行者がこの要綱の規定に従つて手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、当分の間、手続の代行を認めないことができる。

(取得財産等の管理)

第17条 補助事業者は、補助対象機器を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める法定耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間、補助金の交付の目的に従つてその適正な運用を図らなければならない(温室効果ガス排出量見える化システムを除く。)。ただし、天災地変その他補助事業者の責めに帰することのできない理由により、補助対象機器がき損し、又は紛失したときは、この限りではない。

(取得財産等の処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助対象機器の法定耐用年数の期間内において、当該補助対象機器を譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄(以下「処分」という。)しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第13号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない(温室効果ガス排出量見える化システムを除く。)

2 市長は、前項の申請を受けた場合には、申請者に対し、書面により、その結果を通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する補助対象機器の処分が、補助金等の交付目的に反する場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(報告)

第19条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者に対し、第9条第2項又は第14条の規定による補助金の額が確定した日の属する月の翌月から1年間の補助対象

機器の稼働状況について、報告を求めることができる。

(協力依頼)

第20条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者及び手続代行者に対し、ライトダウンキャンペーン、省エネルギーに関するアンケート調査等、本市の地球温暖化対策の推進に必要な協力を求めることができる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月24日から施行する。
- 2 岡山市事業所用省エネ設備等導入補助金交付要綱（平成24年8月10日市長決裁）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成28年5月9日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年5月8日から施行する。
- 5 この要綱は、平成30年5月7日から施行する。
- 6 この要綱は、令和元年5月7日から施行する。
- 7 この要綱は、令和2年5月7日から施行する。
- 8 この要綱は、令和3年5月7日から施行する。
- 9 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 12 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

補助対象機器	個別要件	共通要件
<p>太陽光発電設備 （自家消費型）</p>	<p>太陽光発電設備により発電した電力を事業所等で自家消費するものであって、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。</p> <p>ア 太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能及び品質が確認されているものであること。</p> <p>イ 太陽電池モジュールの公称最大出力合計値及びパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれもが 10 kW 以上（小数点以下 2 桁未満切捨て）であること。</p> <p>ウ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）による設備認定を受けていないこと。</p>	<p>1 補助対象機器が未使用のものであること。</p> <p>2 補助対象機器に係るリースの取り扱いについては、次のとおりであること。</p> <p>(1) 「法定耐用年数」以上（太陽光発電設備においては 10 年以上、LED 照明器具については 6 年以上）の契約を締結していること。</p> <p>(2) リース事業者が補助対象機器を貸与する場合にあっては、補助対象機器の月々のリース料の額が、当該補助対象機器の借受人に対し、この要</p>

<p>ガスコージェネレーションシステム</p>	<p>次に掲げる要件をいずれも満たすこと。</p> <p>ア 定格発電出力が5 kW以上であること。</p> <p>イ ガスエンジンユニットの日本工業規格（以下「JIS」という。）に基づく発電及び排熱利用総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること。</p> <p>ウ 貯湯ユニットの容量が120リットル以上であること。</p>	<p>綱による補助金相当額が還元されていると認められる水準であること。</p> <p>3 補助対象機器に係るPPAの取り扱いについては、次のとおりであること。</p> <p>(1) 10年以上の契約を締結していること。</p> <p>(2) PPA事業者が補助</p>
<p>LED照明器具</p>	<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）の基本方針の判断の基準（基準値2）を満たす器具であること。</p>	<p>対象機器を設置する場合にあっては、補助金相当額を月々の電気料金から減額（割引）することにより還元すること。</p>
<p>高効率空調機器</p>	<p>グリーン購入法の基本方針の判断基準（基準値2）を満たす器具であること。</p>	<p>又は補助金相当額を現金等で還元すること。</p> <p>4 同種の既設設備の更新であること。（LED照明器具及び高効率空調機器に限る。）。</p> <p>5 導入に係る補助対象機器の二酸化炭素の排出削減効果が2</p>

電気自動車等	<p>一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「N e V」という。）が補助対象に指定している電気自動車若しくはプラグインハイブリッド自動車（普通・小型・軽乗用自動車及び普通・小型・軽貨物自動車に限る。）又は燃料電池自動車の導入であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすこと。</p> <p>ア 使用の本拠の位置が市内であること。</p>	<p>0%以上見込まれること（LED照明器具及び高効率空調機器に限る。）。</p> <p>6 導入に係る補助対象機器の二酸化炭素の排出削減量が1t以上見込まれること</p> <p>（LED照明器具及び高効率空調機器に限る。）。</p>
燃料電池自動車	<p>イ 自動車を販売する業を営む者が導入する電気自動車，プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車にあつては，販売活動の促進に使用する車両（展示車・試乗車）でないこと。</p> <p>ウ 市長が年度ごとに別に定める期間内に初度登録された車両であること。</p> <p>エ 燃料電池自動車，電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入者と使用者が同一であること（導入者がリース事業者の場合を除く。）。</p>	<p>7 店舗等併用住宅については、事業所部分を専ら事業の用に供していることが構造上明らかである場合にのみ対象とする。</p>

<p>太陽熱利用システム（強制循環型）</p>	<p>強制循環型ソーラーシステムであって、J I Sに適合したもの又は一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（B L部品）認定を受けたものであること。</p>	
<p>蓄電池</p>	<p>次に掲げる要件をいずれも満たすこと。</p> <p>ア 家庭用蓄電池にあつては、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）がZ E H支援事業において補助対象としている機器であること。産業用蓄電池にあつては、J I S規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。</p> <p>イ 蓄電池容量が1 k W h以上のもの。</p> <p>ウ 常時、太陽光発電設備と接続し、同機器が発電する電力を充放電すること。</p>	
<p>エネルギー管理システム</p>	<p>電気の使用量を計測し、監視予測等をするものであつて、見える化が図られ、目標電力を超える場合に警報又は自動で電力使用の抑制ができるものであること。</p>	

電気自動車等用充電設備	NeVが補助対象に指定している急速充電設備又は普通充電設備（充電用コンセントスタンド、充電用コンセント等）の導入であること。	
温室効果ガス排出量見える化システム	次に掲げる要件をいずれも満たすこと。 ア GHGプロトコルに適合し、 スコープ1～2又はスコープ1～3を算定するシステムであること。 イ 令和7年3月1日以降に契約したシステムであること。	

別表第2（第7条関係）

補助対象機器	補助金額
太陽光発電設備（自家消費型）	太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか小さい方に1kW当たり2万円を乗じて得た額であって、100万円を上限とする。
ガスコージェネレーションシステム	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額であって、150万円を上限とする。
LED照明器具	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額であって、40万円を上限とする。
高効率空調機器	高効率空調機器の馬力に1馬力あたり2.5万円を乗じて得た額であって、60万円を上限とする。（導入機器のカタログ等で馬力が確認できない場合は、定格暖房標準能力を2.8で除し、小数点第2位を切り捨てた値を導入機器の馬力とみなす。）

太陽熱利用システム（強制循環型）	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額であって、50万円を上限とする。
蓄電池	蓄電池容量（家庭用蓄電池にあつては、S I Iに登録された蓄電容量）1kWh当たり1万円を乗じて得た額であつて、家庭用（定格容量と電槽数の積の合計が4,800Ah・セル未満）は15万円、産業用（定格容量と電槽数の積の合計が4,800Ah・セル以上）は50万円を上限とする。
燃料電池自動車	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額であつて、50万円を上限とする。
電気自動車等	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額であつて、電気自動車のうち普通乗用自動車は13万円、小型・軽乗用自動車、普通・小型・軽貨物自動車は8万円を上限とし、プラグインハイブリッド自動車にあつては8万円を上限とする。
エネルギー管理システム	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額であつて、100万円を上限とする。
電気自動車等用充電設備	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額であつて、1基あたり15万円を上限とする。 1事業所あたり5基を上限とする。
温室効果ガス排出量見える化システム	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額であつて、10万円を上限とする。

別表第3（第8条関係）

補助対象機器	個別必要書類	共通書類
太陽光発電設備 (自家消費型)	誓約書（様式第4号）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画書（様式第2号。燃料電池自動車，電気自動車等を除く補助対象機器の導入に限る。）</li> <li>2 補助対象機器の導入に係る見積書，注文書又は契約書等経費の内訳（温室効果ガス排出量見える化システムにあっては，システムの利用料及び利用期間）が確認できる書類の写し</li> <li>3 補助対象機器を導入する事業所又は集合住宅の位置図（燃料電池自動車，電気自動車等及び温室効果ガス排出量見える化システムを除く補助対象機器の導入に限る。）</li> <li>4 補助対象機器を設置する場所の現況配置図及び計画配置図（燃料電池自動車，電気自動車等及び温室効果ガス排出量見える化システムを除く補助対象機器の導入に限る。）</li> </ol>
ガスコージェネレーションシステム		<ol style="list-style-type: none"> <li>5 燃料電池自動車，電気自動車等及び温室効果ガス排出量見える化システムを除く補助対象機器を導入する場合にあっては，</li> </ol>

<p>LED照明器具</p>	<p>補助対象機器の導入に係る議決書及び管理者を選任したことが確認できる書面の写し(分譲共同住宅の共用部分への導入に限る。)</p>	<p>補助対象機器を導入する事業所又は集合住宅の全体写真</p> <p>6 補助対象機器を設置する場所の写真(燃料電池自動車、電気自動車等及び温室効果ガス排出量見える化システムを除く補助対象機器の導入に限る。)</p> <p>7 補助対象機器の仕様が確認できる資料(カタログ、仕様書等をいう。燃料電池自動車、電気自動車等を除く補助対象機器の導入に限る。高効率空調機器については、補助対象機器の馬力が確認できる資料)</p>
<p>高効率空調機器</p>		<p>8 既設機器の仕様が確認できる資料(カタログ、仕様書等をいう。LED照明器具及び高効率空調機器に限る。)</p> <p>9 滞納無証明書(市税に係る徴収金の滞納がないことを岡山市長が証明した書類で、発行後3月以内のもの。申請者がリース事業者の場合にあっては、リース事業者、借受人双方のもの。また、申請者がPPA事業者の場合にあっては、PPA事業者、サービス利用者双方のもの。)</p>
<p>太陽熱利用システム(強制循環型)</p>		<p>10 リース料金算定根拠明細書</p>

蓄電池	<p>1 「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」や太陽光発電設備の保証書の写しなど太陽光発電設備の設置が確認できる書類</p> <p>2 家庭用蓄電池にあつては、製品カタログや仕様書の写し等システムパッケージ型番と構成機器が確認できる資料（保証書等に記載されていない場合に限る。）</p>	<p>（様式第3号。申請者がリース事業者の場合に限る。）</p> <p>1 1 経済的負担軽減措置内容説明書（様式第14号。PPAの場合に限る。）</p> <p>1 2 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（申請者が法人の場合。発行後3月以内のもの。申請者がリース事業者の場合にあつては、リース事業者、借受人双方のもの。また、申請者がPPA事業者の場合にあつては、PPA事業者、サービス利用者双方のもの。登記情報サービスによりインターネットから取得したものは不可。）</p> <p>1 3 直近の確定申告書Bの写し（申請者が個人事業者の場合。ただし、新規事業者の場合にあつては、税務署受付印のある個人事業開設証明書の写し）</p>
燃料電池自動車	<p>1 経費内訳書（様式第5号）</p> <p>2 自動車検査証記録事項の写し</p>	<p>1 4 補助対象機器を導入する建物の登記事項証明書（発行後3月以内のもの。登記情報サービスによりインターネットから取得したものは不可。燃料電池自動車、電気自動車等、温室効果ガス排出量見える化システ</p>
電気自動車等	<p>3 賃貸借契約書の写し（リースに係る導入に限る。）</p> <p>4 領収書等の写し（割賦販売により設置する場合にあつては、申請</p>	

	<p>者が今後全額支払うことが明記されている契約書等の写し)</p>	<p>ムの導入及び分譲共同住宅の共用部分へのLED照明器具及び電気自動車等用充電設備の導入を除く補助対象機器の導入に限る。)</p>
<p>エネルギー管理システム</p>		<p>15 補助対象機器を導入する土地の登記事項証明書(発行後3月以内のもの。登記情報サービスによりインターネットから取得したものは不可。燃料電池自動車, 電気自動車等, 温室効果ガス排出量見える化システムの導入, 分譲共同住宅の共用部分へのLED照明器具及び電気自動車等用充電設備の導入を除く補助対象機器の土地への導入に限る。)</p>
<p>電気自動車等用充電設備</p>	<p>補助対象機器の導入に係る議決書及び管理者を選任したことが確認できる書面の写し(分譲共同住宅の管理者による, 分譲共同住宅の共用部分への導入に限る。)</p>	<p>16 承諾書(申請者又は借受人以外が所有する建築物及び土地に燃料電池自動車, 電気自動車等及び温室効果ガス排出量見える化システムを除く補助対象機器を導入する場合に限る。)</p>
<p>温室効果ガス排出量見える化システム</p>		<p>17 二酸化炭素の排出削減効果の算定及び算出根拠(LED照明器具及び高効率空調機器の導入に限る。)</p> <p>18 その他市長が必要と認める書類</p>